

電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう！！

<相談事例1>

契約中の電力会社から、契約先の変更に伴い、日割りの料金を請求するとの通知が届いた。心当たりがないので、調べると変更先は契約しているケーブルテレビ事業者だったが、この事業者から電話や訪問で勧誘を受けた覚えはない。元に戻してほしい。（40代女性）

<相談事例2>

契約中のガス会社代理店が突然来訪した。「ガスと電気をセットにすると割引になる」と勧誘され、その場ですぐに申込書に記入した。契約先は変わらずに電気料金の支払いがガス会社にまとめられるだけだと認識していたが、申込書をよく見ると「電力会社に変更になる」との記載があり、認識と異なることに気が付いた。クーリング・オフは可能か。（40代男性）

<アドバイス>

●契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります。

事業者から電話や訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの契約の切り替えについて承諾した場合、法定の契約書面（クーリング・オフに関する事項など、法律で定められた事項を記載した書面）を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。また、供給開始前であれば、営業してきた事業者にキャンセルの意思を伝えることで、契約をキャンセルできる場合もあります。事業者に言われるがまま契約してしまったとしても、慌てずに対処しましょう。

●電力の契約先が変わるなどの通知が来た場合にはよく内容を確認しましょう。

小売電気事業者が事業の譲渡をした場合、他の事業者を引き継がれた旨の連絡がされることがあります。電気事業法上、小売電気事業者は、新しい小売り電気事業者の名称や、契約内容が変更される場合にはその内容等を説明し、それらの事項を記載した書面を交付する義務があります。このような通知を受け取った場合には、落ち着いて内容をよく確認しましょう。

●困った場合にはすぐに消費生活センターに相談しましょう。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。
消費者ホットライン☎^{い や や}188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん

★5月から相談受付時間を9:00~16:45に変更致しました。